

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

專決処分第3号

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年4月30日

つくば市長 五十嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和7年2月7日 午前8時45分

2 事故発生場所

つくば市山木1067番地3先の国道408号線

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

上記日時場所において、公用車が信号待ちの状態から発進する際、前方の停止中であった相手方車両に追突し、相手方車両の後部を破損させたもの

5 損害賠償額

金364,289円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金364,289円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。